

「AIDS IS NOT OVER～まだ終わっていない～」

平成26年度世界エイズデーキャンペーンテーマ

「世界エイズデー」は世界レベルでのHIVの感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別・偏見の解消を目的に1988年に策定され、毎年12月1日を中心にエイズに関する啓発活動が世界的に行われています。

一緒に考えましょう。エイズについて

エイズのことを耳にする機会が少なくなりましたが、決して過去の病気ではありません。平成25年度に新たに報告された感染者と患者の数の合計は、過去最多を記録しています。

特徴は…

- 日本人男性が約7割を占めていること
- あらゆる年齢層で感染者はふえているが、20代の増加が目立つ
- HIV感染（20代）に気付かないまま、エイズの発症後（30～50代）に発見されるケースが多いこと
- 感染原因の約7割は「同性間性的接触」であること

HIV感染は正しい知識を持ち、行動することで防ぐことができます！

エイズは大人だけの問題ではありません。これから大人になっていく子どもたちも正しい知識を持っていることが大切です。

豆知識

- ① 感染経路は概ね3パターン 性的接触による感染・血液による感染・母子感染
- ② HIVとエイズについて HIV感染=エイズではない 発症までは10年かかること
- ③ 予防する方法があること など

子どもたちの年齢や成長に合わせて、家庭の中で話し合うことが一人一人の予防につながります。

佐久保健所でも匿名で検査を受けることができます！

- | | | | |
|---------|---------|-------------|-----|
| ① 時間外検査 | 毎月第1火曜日 | 17:00～18:00 | 予約制 |
| ② 迅速検査 | 毎週木曜日 | 9:00～11:00 | 予約制 |
| ③ 通常検査 | 平日(月～金) | 8:30～16:00 | 予約制 |

※詳しくは佐久保健所へお問い合わせください。

住民係

国民年金だより

「社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書」

が発行されます

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、平成27年の2月上旬に証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、控除証明書のがきに表示されている番号へお問い合わせください。